

情報通信審議会 電気通信事業部会（第81回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成19年10月16日（火）10時00分～11時15分
於、総務省第1会議室

第2 出席委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、高橋 伸子、
東海 幹夫、辻 正次、安田 雄典

（以上6名）

第3 出席関係職員

(1) 総合通信基盤局

寺崎 明（総合通信基盤局長）、武内 信博（電気通信事業部長）、安藤 友裕（総合通信基盤局総務課長）、谷脇 康彦（事業政策課長）、高地 圭輔（事業政策課企画官）、本間 祐一（事業政策課調査官）古市 裕久（料金サービス課長）、二宮 清治（料金サービス課企画官）、竹内 芳明（電気通信技術システム課長）、宮本 正（番号企画室長）

(2) 事務局

渡邊 秀行（情報通信政策局総務課課長補佐）

第4 議題

諮問事項

電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第1194号】

報告事項

モバイルビジネス活性化プランについて

開 会

○事務局　それでは、事務局からご報告がございます。

本日は、冒頭カメラ撮りがございます。審議に入る前には退室をいただくということになっておりますので、ご了承をいただきたいと思います。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

(カメラ入室)

○根岸部会長　それでは、ただいまから情報通信審議会電気通信事業部会第81回会議を開催いたします。本日は委員7名中、6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。それでは、議事次第に従いまして議事を進めたいと思います。本日の議題は、諮問事項1件、報告事項1件でございます。

○事務局　よろしゅうございますか。それではここで退室願います。

(カメラ退室)

議 題

電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第1194号】

○根岸部会長　それでは、まず、諮問第1194号、いわゆるユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可、そして負担金の額及び徴収方法の認可につきまして、総務省のほうから説明お願いいたします。

○二宮料金サービス課企画官　それでは、資料に基づきまして、ご説明申し上げたいと思います。まず、資料の構成でございますけれども、お手元、資料81-1、恐縮ですけれども、クリップをお外しいたきますと、それぞれのまとまりで目次にあるとおり、諮問書1から参考資料4まで、さらには別添資料で諮問書の写しがついてございます。これに加えまして、委員の先生方のお手元のほうには、紙ファイル3冊置かせていただいております。2冊、算定規則第4条に基づく書類、これが交付金の関連の冊子でございます。もう1冊、算定規則第28条に基づく書類、これが負担金の関連の書類でござ

ざいます。適宜ご参照いただければと思います。

それでは、資料の2ページ、申請概要から始めさせていただきたいと思います。この申請概要の説明に当たりましては、参考資料も適宜参照させていただきたいと思いますので、横に置いてお聞きいただければ幸いかと存じます。

それでは、申請概要でございます。基礎的電気通信役務支援機関、電気通信事業者協会より、10月9日申請されたものでございまして、電気通信事業法に基づきましてユニバーサルサービス制度に係る交付金の額及び交付方法の認可、並びに負担金の額及び徴収方法の認可を受けようとするものでございます。これは昨年度に引き続きまして、本件に関する第2回目の認可の諮問ということでございます。

1ページをおめくりをいただければと思います。ユニバーサルサービス制度の概要でございます。ちょっとおさらいになりますけれども、ユニバーサルサービスと申しますのは、国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるサービスでございまして、具体的にはその下にございます、加入電話、第一種公衆電話、緊急通報、この3つが具体的サービスでございます。

今回、申請に関しましては、2以降でございますけれども、具体的な申請の項目が列挙してございます。負担金につきましては、負担金の額、負担金に関連する費用、補てん対象額と支援業務費、また番号単価、1ページおめくりいただきまして、負担事業者、負担金の額、並びに徴収方法、それに加えまして、交付金に関しましては交付金の額並びに交付方法、これにつきまして、具体的にこれからご説明申し上げたいと存じます。

1ページおめくりをいただければと思います。負担金の額及び徴収方法でございます。負担金の額、補てん対象額としてそちらに1表載せてございます。これにつきましては、別途参考資料に基づきましてご説明申し上げたいと思いますけれども、結果の数字といたしまして、補てん対象額NTT東西合計で約136億円でございます。その下、支援業務費でございます。これにつきましては、支援機関の運営に必要な人件費、物件費、制度周知に必要な費用ということで、全体7,450万、これから前期の繰越収支差額756万円をマイナスいたしまして、トータル6,693万円でございます。

これにつきましては、参考資料40ページでございますけれども、おめくりをいただければと思います。この支援業務費につきまして、少し詳細にわたってご説明申し上げたいと思います。人件費につきましては、平成18年度に比べまして626万円程度増加をしております。これにつきましては、職員1名増に伴う給与、厚生費等の増でござ

います。平成19年度から実際のお金の出し入れが発生いたしますので、それに伴う1名増でございます。物件費等につきましては、前年度比520万円程度増加をしておりますけれども、これは支払利子の増加並びに諸謝金の増加でございます。諸謝金につきましては、その下に内訳を書かせていただいております、前年度比320万円ほど増加をしております。実際のお金の出入りがございますので、企業倒産や未納対策のための顧問弁護士料、また具体的な監査の関係の費用、これが増加しているところでございます。

他方、周知費用でございますけれども、前年度比6,000万円ほど減少してございます。これは新聞広告、昨年は2回打ってございましたけれども、ことしは制度発足2年目ということでございますので、新聞広告は1回に減らしてございます。したがって、2,000万円の予算としてございます。

また、一番下のところをごらんいただければと思いますけれども、コールセンター、これも受付体制を縮小しております。3人体制から1人の体制にということにしてございますので、その結果1,400万程度、額を減少しております。

他方、その2つ上でございますけれども、そういったコールセンターの対応を補うという意味、かつ効率的な対応を図るという観点から、音声等の自動応答システムというものを設けておまして、問い合わせに対しまして24時間音声で対応するというものでございます。12のトップメニューからそれぞれ各方々のニーズに応じまして、番号を選んで説明を聞くというようなことになってございます。これが200万円。全体で見ますと6,000万円の減でございます、支援業務費トータルでは7,400万円程度で、昨年比べて4,900万円程度減少しているところでございます。

引き続きまして、補てん対象額の具体的な算定につきまして、ご説明申し上げたいと思います。参考資料27ページ、お戻りをいただければと思いますけれども、まず、平成18年度のNTT東西のユニバーサルサービス収支の状況でございます。収支表についてのご説明でございますけれども、NTT東日本は平成18年度467億円の赤字でございます。西日本につきましては、382億円。トータルで849億円の赤字でございます。これは昨年度に比べますと、東で172億円、西で158億円増加をしているものでございます。この青字で書き込んでおります数字の一部を、ユニバーサルサービスの制度で補てんをするというところでございます。

1ページおめくりをいただきます。参考としてつけてございますけれども、今回2年

目の認可の申請に当たりまして、大きく変わった点がございまして、それは加入電話の補てん対象額の算定の方法でございまして、これは本年3月、当審議会よりご要望をちょうだいいたしまして、補てん対象額を減らす方向で、負担を軽減する方向で算定方法を見直すべしというご要望をいただいておりますので、それを踏まえまして、この4月、具体的な省令案をお示しし、先の9月の答申で算定方法を見直す具体的な省令を変えたところでございます。

内容といたしましては、ベンチマークを全国平均から全国平均費用+標準偏差×2倍と上げてございます。結果、補てん対象額、当初赤だったところがオレンジの額に減るというものでございます。

1ページおめくりいただければと思います。以下、それぞれの項目につきまして、資料に基づきましてご説明申し上げます。基本的にはLRICモデルに従いまして算定されたユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づきまして、補てん額を算定するというところでございまして、加入電話の基本料につきましては、まさに今、申し上げましたとおり、ベンチマークが修正されております。このベンチマークを超える部分を補てん対象額とするという算定方法でございまして。

その下の四角のところ、提供エリア全体の収益と原価でございまして、参考のところ、黄色で囲んでございますけれども、4,513万回線分の収益原価でございまして。これを4.9%の高コスト部分についての費用を抽出するというところで、下の四角でございましてけれども、補てん対象の高コストエリアの原価でございまして。青のところ、下のところ小さい字で①-②+③と書いてございますけれども、これが具体的な算定の仕方でございます。

1ページおめくりいただくと、具体的な計算方法が図示をしております。①というのが算定対象原価でございます。これから基準原価をマイナスし、マイナスし過ぎたところ③を戻すという計算方法でございまして。

またお戻りいただきまして、そういった計算の結果、基準原価を上回る額が東西合計で92億円、これが加入電話基本料に関する補てん対象額でございます。

31ページにお飛びをいただければと思います。続きまして、加入電話の緊急通報に関連するものでございます。この緊急通報の原価と申しますのは、NTT東西の交換機から警察等の受付台を結ぶ、いわゆるつなぎこみの回線、ISDN回線とか専用線を使ってございますけれども、そういったつなぎこみ回線のコストを各県ごとに求めた上で

集計するという形でございます。その集計結果が上の四角でございます、赤字トータルで8億4,500万円でございます。これを補てん対象の高コストエリア4.9%相当分ということで原価をはじきますと、下の四角でございます、東西合わせて7,300万円が補てん対象となる額でございます。

1ページおめくりいただきます。続きまして、第一種公衆電話でございます。公衆電話につきましては、加入電話と異なりまして全収用局で赤字という状況でございますので、4.9%の高コストエリアの特定を行いません。したがって、収入費用方式で算定をするということになるわけでございます。原価につきましてはLRICによりまして効率化を図った上で、公衆電話の端末や端末回線コスト等の公衆電話を発信するための機能のコスト、これに通話のための交換機の費用を加えまして比を求めるものでございます。その結果、提供エリア全体の収益原価、上の四角でございますけれども、その原価、マイナス収益、この赤字分丸々42億円が補てんの対象額となるというものでございます。

その下、離島特例通信でございますけれども、同様の計算で求めたところ、1,000万円の補てん額ということになります。

続きまして、次のページでございます。一種公衆から発信する緊急通報でございますけれども、計算結果が200万円でございます。

その次のページ、以上、表でまとめますと、緑の上の四角、補てん対象額でございますが、ここに書いてあるものが、今申し上げた計算結果をまとめたものでございます。トータルいたしますと、136億円でございます、これに支援業務費、先ほど冒頭申し上げました6,700万円をプラスいたしまして、それを分子に持ってきて、分母にいわゆる総稼働番号数、電気通信番号数、平成19年6月末の段階のもの、1億8,321万番号でございますけれども、これで割ります。さらに12カ月でございますので、12で割るということで、合算番号単価を設定することになります。その下の四角の注でございますけれども、東西合算の番号単価につきましては、整数未満を四捨五入ということでございますので、合算番号単価は一月当たり、一番号当たり6円ということでございます。

また、注の下でございますが、東西別の番号単価は、合算単価を東西の補てん対象額の割合で案文するということになってございますので、東日本については3.52……、西日本については2.47……ということになるわけでございます。ここまでのご説明

が本体の資料5ページと6ページに関連するものでございました。

7ページにお戻りをいただければと思います。続きまして、負担事業者でございますけれども、接続電気通信事業者等でございます。前年度の電気通信事業収益が10億円を超えるものでございます。かつ、電気通信番号を直接総務大臣から指定を受けている社ということで、下の53社、これが負担事業者となるものでございます。

1ページおめくりいただければと思います。それでは、各接続電気通信事業者等の負担金の額の算定がどうなるかということでございます。これにつきましては、この概要のところ、NTT東に係るもの、西に係るものということで、8ページから16ページにわたりましてご説明をしているところでございます。これをまた参考資料のほうでパワーポイントを使いながらご説明を申し上げたいと思います。その該当ページが36からですけれども、その前に35ページをごらんいただければと思います。

まず、個別の算定方法をご説明する前に、負担金・交付金の流れを簡単にこの資料でご説明申し上げたいと思います。まず、四角の左の欄でございますけれども、実施の流れでございます。接続電気通信事業者等が毎月電気通信番号を利用しているわけですが、その月末の番号数を総務大臣に2カ月後の月末までに報告をすることになっております。これを踏まえて、総務大臣が支援機関に通知をし、負担金額の通知を3カ月後の初旬までに行う。それを踏まえて、支援機関に行きまして、各事業者に対する負担金の納付を求め、3カ月後の25日までにこれを行うということでございます。その上で、適格電気通信事業者に対しまして交付金額の通知を3カ月後の末日までに行い、その次の4カ月後までに交付金を交付する。したがって、若干時差がございますけれども、3カ月ないし4カ月後に交付金が交付されるという仕組みでございます。

これは昨年もまさにご説明申し上げたところでございますので、去年と比べたことしの相違点だけさらに申し上げますと、19年12月のところに、前年度残余额という四角がございます。これにつきましては、負担金の納付は毎月の番号数により変動がございますので、通常、最終算定月は当年度分と、その次の年の分の負担金をあわせて徴収をするということになります。したがって、最終算定月においては、その次の年の分も含めて徴収をするということでございますので、その次の年の分、ことしを中心に言いますと前年度の残余额、これが12月一部徴収をされるということになるわけでございます。これがことしの大きな変更点でございます。

続きまして、具体的な徴収の額の算定でございますけれども、1ページおめくりいた

できます。各電気通信事業者は、毎月番号単価×電話番号利用数等によりまして算定される負担金を納付するというごさいまして、大きく分けて3つパターンがござい
ます。その下の四角、①からでございませけれども、①につきましては1月から11月
の負担金の額につきましては、NTT東日本に係る番号単価に、各事業者の電話番号利
用数を掛けることで算出いたします。

順番は前後しますが、③をごらんいただければと思いますが、今申し上げました前
年度残余额、これに各事業者の番号利用割合を掛けて、各事業者分を求めます。さらに
②でございませけれども、最終算定月につきましては、NTT東日本の補てん対象額と、
案分した支援業務費を足したものの、すなわち左の絵でいきますと、太字黒の四角と破線
の四角、このトータルの箱の面積でございませ。これから、平成20年11月までのブ
ルーと肌色の部分、これをマイナスいたしまして、さらに（ア）と（イ）、前年度残余
額と、（イ）の部分もマイナスをいたしまして、赤の破線の部分を求めます。これに各
事業者の番号利用割合を掛けることによりまして、今申し上げた①から③番までの数字
を足し上げて、各事業者の負担額を求めるというものでございませ。

実際の申請書の中では、Σ等を使って極めてわかりづらく書いてございませるので、か
み砕いて申し上げますと、今のおりでございませ。

1ページおめくりいただきますと、NTT西日本の徴収の方法でございませ。基本的
には東と同様でございませ。

以上の説明が、本体資料でいいますと8から16ページまでの説明でございませました。

17ページをおめくりをいただければと思いますが、具体的な徴収方法につい
ての内容でございませ。納付手段は銀行振込で、その手数料は接続電気通信事業者等が
負うと。通知につきましては、支援機関が以下の事項を通知するというごさい、負担金
の額、納付期限、口座名義・口座番号を通知することになっております。納付期限につ
きましては、先ほど申し上げましたとおり25日、延滞金の納付につきましては、算定
規則24条に記載してございませけれども、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付
するというごさいませ。また、銀行口座のセキュリティ対策については、以下の
とおり講じられているというところでごさいませ。

続きまして、交付金の額及び交付方法でございませ。次のページをごらんいただけれ
ばと思いますが、これにつきましても、資料の中ではNTT東と西に分けて交付金の額の
算定方法を書いてございませ。基本的にはNTT東または西の補てん対象額から、NT

T東または西の算定自己負担額、これをマイナスをするということで、交付金の額を求めることになります。それにつきまして参考資料の38ページでご説明申し上げたいと思います。

NTT東の場合でございますけれども、この算定自己負担額の求め方でございます。これも先ほど同様、3つのコンポーネントからなっております、1番目が1月から11月の算定自己負担額、これにつきましては、NTT東の番号単価に、NTT東の電話番号利用数を掛けて求めます。③にまいりますけど、ちょっと資料に誤りがございまして、前年度残余额と書いてございますけれども、これは（イ）でございまして、東日本の算定自己負担額における前年度残余额に相当する額と。大変失礼いたしました。修正をお願いしたいと思います。この（イ）の部分补足して、さらに②でございましてけれども、先ほどと同様な計算方式をして、赤の破線を求めた上で、NTT東日本の番号利用割合を掛ける。以上、①から③までをプラスしてNTT東の算定自己負担額を求めた上で、全体の補てん対象額からマイナスをし、交付金の額を求めると、具体的に上の79億6,600万円でございます。これを求めるということになります。その次のページ、NTT西日本につきましては、同様のやり方でございます、今、申し上げました説明が、本体資料18ページから22ページまでのご説明でございます。

23ページに飛んでいただきますと、交付方法について記載してございます。交付手段は銀行振込、手数料の負担は支援機関が行う。交付金の額の通知につきましては、毎月交付金の額を通知し、前年度の最終算定月の3カ月後については、「残余の額」に係るものを通知をする。交付金の交付期限は、通知の日に属する月の翌月まででございます。以下、（4）のところ、各月の各電気通信事業者に対する交付金の額の計算方法でございますけれども、これは今、パワーポイントでご説明したものを各月ごとに支払いをするということでございます。

1ページおめぐりいただきまして、24ページでございますが、交付金の交付の特例でございます。接続電気通信事業者等が会社更生法等による更生計画認可の決定といった事態が起きた場合の対応方法について記してございまして、これについても算定規則どおりでございます。

（6）セキュリティ対策でございますけれども、①から④までのセキュリティ対策が講じられているというものでございます。

以上を踏まえまして、審査結果でございます。25ページにお飛びをいただければと

思います。算定規則並びに審査基準に基づきまして、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められるということとしてございます。具体的な審査の事項につきましても、それぞれ3つございまして、交付金について申し上げますと、交付金の額が算定規則の規定に照らし、妥当なものであること。額の妥当性でございます。2点目が、交付金を適格事業者に交付する時期及び交付手段が、適正かつ明確に定められていること。時期、手段の適正性、明確性でございます。3点目が、前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものでないこと。その他ユニバーサルサービスの適切、公平、安定的な提供を阻害しないかどうか、この観点で審査をしてございます。

結論から申し上げますと、いずれも適でございます。1点目につきましては、計算式で算出することについて記述をしてございますけれども、これは各月末の算定電気通信番号の数を踏まえて算定するということでございます。それに起因するものでございます。

また、交付金の額につきましては、平成18年度の収支の赤字額を下回っているということございまして、以上を踏まえて妥当と。2点目につきましては、先ほどご説明したやり方でございますので、適切かつ明確に定められているということでございます。3点目についても、問題ないということでございます。

1ページおめくりいただきまして、負担金につきましても同様の3つの観点で審査をしてございまして、いずれも適ということでございます。

以上、説明でございました。

○根岸部会長　ありがとうございます。

非常に細かいところまで説明いただいております、今のご説明につきまして、どうぞご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

○酒井部会長代理　よろしいでしょうか。

○根岸部会長　どうぞ。お願いします。

○酒井部会長代理　2点ありまして、1点目は公衆電話が随分赤字額が増えているんですが、これはNTSが増えたということで考えればよろしいのでしょうか。公衆電話そのものの赤字が増えているというよりは、コストをつけかえの効果で、こんなに増えていると思ってよろしいのかどうか、それが1点目ですが。

○根岸部会長　ちょっとごめんなさい。それ、参考資料の何ページでしょう。

○酒井部会長代理 参考資料3 2ページのところで、前年度に比べて3割ぐらい増えていますよね。1点目は、ちょっとそれを。

○二宮料金サービス課企画官 ご説明申し上げます。

公衆電話の増加につきましては、大きく要素は2つあると思っております、1つ目が、もともと今、NTTの直面する市場環境といたしましては、需要はどんどん減っているという状況でございまして、スケールデメリットが存在するような状況でございまして、そういった中で、需要の減少分ほどコストが減少しないという状況でございまして、加入電話のトラヒックの減少と、公衆電話にかかるトラヒック等の減少を比較いたしますと、相対的に加入電話のトラヒックの減少のほうが大きいという状況でございまして、公衆電話に関します交換機とか伝送路の公衆電話利用割合というのは、相対的に高まっているという状況でございまして、それに配賦されるコストが上昇するという要因が1つございます。

もう1つは、公衆電話の施設保全費についてでございますけれども、これにつきまして、本審議会のご要望も踏まえまして、施設保全費について詳しく調査をいたしてございます。その結果、公衆電話の施設保全費につきまして、従来よりもより正確な、具体的には一種、二種を平均する形ではなく、一種だけの施設保全費がとれるようになってございまして、その結果、若干数字が上がっているという、2つの要因が大きく考えられると思います。

○酒井部会長代理 わかりました。NTSの話じゃなくてですね。

すみません、あともう1点なんですけど、これは前から同じなんだろうと思っておりますけど、例えば、参考資料ですが27ページで東西の赤字を見ると、大体46対38ぐらいの比率で、それで4.9%に入る回線数は東と西だと、むしろ東のほうが少ないんですよ。ところが、補てん額になると今度、46と38よりももっと東の割合が大きくなっていますよね。29ページを見ると、57と34の比率で、見ているとこんなに東の割合が大きいのかと思ったんですが、要するに東のほうが大赤字の部分が多いと思えばよろしいんですか。

○二宮料金サービス課企画官 その点につきましては、今回の算定方式の見直しが影響していると考えてございまして、全国平均+2σに上げることによって、より高コストのエリアを拾うことになるわけでございまして、ほんとうに高コストの回線というのが、どちらにより多く存在するかという問題で、より東のほうが多く存在するという結果を

反映した数字だと思えます。

○酒井部会長代理　わかりました。

○根岸部会長　どうぞ、ほかに。

○東海委員　制度のあり方については、これまで議論をして、これだけの制度ができて、それに基づいて計算をされたということですから、おそらく適切な計算をしているんだろうと思いますが、こういう形になってみて、幾つか確認をしておかなければならないことがございますので、お聞きしたいと思えます。

まず、参考資料の1ページをおめくりいただくと、ユニバーサルサービスの収支表についてと書いておられて、1番のご説明の欄の2ぼつのところで、ユニバーサルサービス制度の補てんは、この赤字の一部を対象とするという文章、そしてその表の一番下のところに、東西の赤字を計算をされて、ユニバーサルサービス制度により、この赤字の一部を補てんすると書いてあるんですが、この赤字の補てんであるという考え方というのは、答申書のどこかに書かれていたでしょうか。今、答申書が私の手元に……。説明者もないかな。

文章はまあいいんですけども、私の理解では、基本はやはり公衆電話、緊急あるいは離島とか、そういった、ある意味では小さなと言っただけかもしれませんが、そういう問題よりも、むしろ加入電話基本料の問題であったわけですが、それは赤字補てんという概念から、今度の制度というのは高コスト地域のコストを負担するという考え方に変わっているはずだと思うんです。言葉があったかどうかは別にいたしまして、そういう答申であったように思うんです。

さらに29ページを見ますと、ほかのところでは確かに収支を計算して補てん対象と、公衆電話やら緊急電話はそうなんですけれども、29ページの一番上のところにも、あえてここで一番上に、LRICモデルに従って算定されたユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づいて補てん対象額を算定すると書いておられるんですが、算定根拠はそうじゃないはずだと思うんです。入り口のところでは、確かに赤字であることの状況を収支表によって確認をすることは必要であるという理解をしておりますけれども、その中心の加入電話基本料についての補てん額の算定は、それによって算定しているわけじゃない。あえてここで、かなり濃く、しつこく赤字を補てんしているんですという書き方をされておられる理由は、どこかにありになるのでしょうか。

○二宮料金サービス課企画官　今のご指摘でございますけれども、ご指摘ごもっともで

ございます。赤字の一部を補てんというような書き方をしておりますけれども、これはこの全体の制度の枠組み自体が、ご指摘のとおり赤字を補てんするということではなく、むしろ高コストエリアのユニバーサルサービス制度を維持するために必要な費用を応分に負担するということでございます。あえてここで赤字の一部を補てんと書かせていただいたのは、まず制度のキャップとしてどの水準まで交付金を交付することが可能かという点におきましては、この赤字が1つのキャップになっておりますので、その点を明確にしたいということからでございます。確かに言葉の表現につきましては、先生ご指摘のとおり、この赤字の一部という書き方ではない、別の記載の方法があり得ると思いますので、留意をしたいと思います。

あと、29ページの上のところ、原価・収益に基づき、確におっしゃるとおりでございます。収益に基づくことなく、単にベンチマーク方式でコストのみに着目して算定をするというものもございまして、また公衆電話等のように、収益も加味するものもございまして、それをトータル頭のところで原価と収益に基づきと中ぼつでいってしまっているのは、ご指摘のとおり不正確な部分があったと思います。ただ、具体的な算定方法は、それ以下でご説明したとおりでございます。

○東海委員　　そういう考え方はわかるんですけども、もしその根拠がないとするならば、私は27ページの部分のところ、最初は収支表について説明されておられるわけですから、あえてこういう矢印を引っ張ってきて、そういう表現をされる、くくるということは、これは直していただいたほうがよろしいんじゃないかと思っております。

また、29ページのほうは、これは全体を説明されたのではなくて、あくまでもやっぱり加入電話基本料、別個に説明を順次していらっしゃるわけですから、この書き方も不適切ではないかと思うので、参考資料ですから可能なんだろうね、ですから何か根拠があって、あるいはそういう法令の文章やらあればいいですけども、そうでなければ誤解を与える表現になりかねないわけですので、それは変えていただきたいなと思っております。それが1点でございます。ご検討いただければ結構です。

それから2点目は、先ほど酒井先生がご指摘になられた点、公衆電話の問題ですけども、これは同じく参考資料の、今32ページをご指摘であったと思いますけれども、公衆電話というのは、私は利用者の立場で考えると、意外にカードを買って、まだ時々公衆電話を使おうと思うんですけども、どんどん撤去されていってございまして、公衆電話それ自体が、電話ハードそのものがなくなっているわけですから、当然収益は下が

っていくのは当たり前で、そういう体制になっているわけです。体制になっていけば、当然それに対する管理のコストというものも、どんどん減らしていかなければならないという体制にならなきゃいけないわけです。ご説明では今、酒井先生のご質問に対しては、配賦の問題ですと言われると、これは会計に関連するものとしては由々しき問題であって、これは配賦基準が適切でないと明らかに言わざるを得ないわけですから、これは早急に配賦基準の適正な検討をしなければならないということを申し上げておかなければならないと思うんですが、これはお答えは結構です。

それから3点目、これで終わりですけれども、これはちょっと小さな話なんですけれども、支援機関のコストが出ていましたね。

○根岸部会長 一番後ですかね。40ページ。

○東海委員 40ページです。これについて、果たして監査は行われているのかなと思いましたが、謝金のところでもって、監査関係費用と書いてありますが、これについては、おそらく一般の上場会社の監査とは違ったことがなされているんだろうと思うんですけど、どういう範囲の、どういう監査がなされているのか、簡単にちょっとご説明いただければと思います。

○根岸部会長 それでは、今の点につきまして。

○二宮料金サービス課企画官 ご説明申し上げたいと思います。

最後にお伺いされました監査についてでございますけれども、大きく3つの要素がございます。1つが外部監査でございます。この外部監査と申しますのは、公益法人の指導監督体制の充実についてという、平成13年の関係閣僚会議の幹事会の申し合わせに基づきまして、収支決算の額が10億円を超える所管法人に対して、公認会計士等による監査を要請するということになっております。

この申し合わせに基づきますと、決算が条件以上になった段階でございますので、本年ではなく、来年度よりでございますけれども、本年度より先んじて外部監査を導入するというのが1点目でございます。

2点目が、番号単価の算定をするに当たりまして、その確認を行うというものでございます。これは9月の算定時に行うものでございまして、TCA内の支援業務規定に基づく負担金、交付金の適正算定の確認するという趣旨でございます。それに加えて、TCA内部の内部監査の経費も計上してございまして、TCAの協会内部の監査を一般会計と分担をして負担するという、以上3つの要素の監査を行っているものでござい

す。

それから、資料の修正についてでございますけれども、先生ご指摘のような形で修正を検討させていただきたいと思います。

○東海委員　今の監査のことですけれども、これは金額が大きいか、小さいかの判断は評価しているわけじゃありませんけれども、一般の上場会社の監査というのは、当然のことながら監査の基準があり、あるいはその背後には会計の基準、会計をどうするかという基準があつてなされる監査で、それとは質が違うことは承知の上でありますけれども、このコストの大きさといひましようか、妥当性ということに対して監査はそれを指摘できる基準を持っているのかどうか。おそらくないんじゃないかなと思います。おそらく支払いに対する事実を確認する、その程度の監査。つまり収入もありませんし。ですから、損益の適正性なんてことを判断することはできないと思います。おそらく支払いの事実の確認、その程度の監査と理解してよろしいでしょうか。

○根岸部会長　今、お答えできますか。

○二宮料金サービス課企画官　その点につきましては、先生のおっしゃるとおり一般の事業会社の企業会計原則に基づいた監査というものは異なると思います。いわゆる公益法人の監督という観点、さらには実際のお金の出し入れについての適正性を確保するものであると思います。むしろ費用配賦の適正性等につきましては、TCAによる監査に期待するというよりは、むしろその基になります算定規則の運用という形で担保をはかっていくということが必要だろうと思いますし、その関連でいきますと、まさに会計制度につきまして現在見直し等を進めておりますので、その中でさまざまなユニバーサルサービス制度に係る収支についての配賦基準の見直しというものも行っておりますので、そういった中で、より適正な収支について把握ができるように努めてまいりたいと思います。

○東海委員　今、幸いにこの制度全体を見直すという流れができておりますので、場合によってはこういう形の流れは、そんなに長期の問題ではないかもしれませんが、少なくともこの制度が維持される限り、結局こういった支援機関のコストが上乗せされまして、算定根拠の中に加算されるというご説明をいただいているわけですから、これは国民負担になってくるということになりましようから、したがって、このコストの大きい、小さいの評価は別にいたしまして、妥当性というものに対する何らかの検証がされる制度が加えられない限り、大げさに言うと今の社保庁で問題になっている、社保庁事務費

をどうするかといったような国会での問題と同じようなことになりかねないという危惧も持ちますので、そのあたりは少し頭の中にきちっと入れておかなければならないことであろうと思っております。

以上です。

○根岸部会長　最初に2つおっしゃったのは、これは参考資料として出されていますね、この説明にこういうふうに書いてあるということと、本体というか、本来の資料というものとはどういう関係になっているかというか、今、お話では、参考資料の書き方について、今、東海先生のご指摘があり、それからまた、表現を直せば済むという問題なのか、あるいは、例えば配賦の話だと、ちょっとそういうふうにはいかないようなところもあるんですが、それはどういうふうにここでは今回処理すべきなんでしょうか。

今、申請があつて、それを認可するかどうかという話になっていて、ここで諮問を受けていると。これで意見募集をすると、招請するというので、そのプロセスの中で、今、ご指摘のようなことを修正していくというか、そういうことになるのか、あるいはそれでいいのかということなんですが、それはどういうふうに考えたらいいんでしょうか。

正式のものとしては、参考資料はまさに参考として書かれていて、しかし正式のものは申請があつて、こういうふうに計算があつて、こうなっているわけですね。そういうものと、この参考資料との関係というのは。

○東海委員　参考資料は、公開されるもの……。どういう形になるんでしょう。

○二宮料金サービス課企画官　この参考資料も含めまして、公開をいたします。

○東海委員　そうですか。そうすると、私としては、そういう参考資料の書きぶりが基本精神と少し違っているのではないかと思いますので、今、文章を考えろというわけじゃないんですけども、それなりの表現、あるいは最初のところは明らかに利益の収支表について説明しているんですよ。

○根岸部会長　書く必要がない。

○東海委員　ここは書く必要はないんです。

○根岸部会長　そうすると、例えば27ページの上のほうの黒ぼつの2つ目ですよ、それと一番下、これは要らないと。

○東海委員　私はそう思っています。

○二宮料金サービス課企画官　ご指摘のとおりでございまして、事務局のほうで修正案

を今、申し上げさせていただきたいと思います。

27ページでございますけれども、これにつきまして上の四角のところ、先生ご指摘のとおり収支表についてのご説明でございますので、2ぼつ、ユニバーサルサービス制度の補てんは、この赤字の一部を対象とする、これを削除いたします。

また、その下のところ、ブルーの矢印から四角で、ユニバーサルサービス制度によりこの赤字の一部を補てんと書いてございますけれども、ここも削除いたします。

さらに、29ページでございますけれども、29ページの一番上の薄いブルーでございますけれども、これは誤解を招きますので、この部分も四角を全部削除し、それぞれの項目についてはそれぞれのところで説明するという形にさせていただきたいと思えます。

○根岸部会長　それよろしいでしょうか。もう1つの問題というのは、どういうふう
にこれは……。さっき配賦の問題があると。

○東海委員　これはむしろ今後の課題として。

○根岸部会長　今後の課題ということでよろしいですか。

○東海委員　という意味で私は申し上げたつもりでおります。

○根岸部会長　そうですか。今回の、という問題ではなくて。

○東海委員　これを課題として、私は受けとめなければならないなと思っています。

○根岸部会長　わかりました。

○高橋委員　資料の5ページ目に、支援業務費の算定方法、算定結果が出ているんですけども、これにつきましても、参考資料の40ページを用いて、先ほどご説明をいただいたところがございます。それで質問の1つ目は、参考資料のほうで増減の説明があるんですけども、わかりやすいところで、例えば周知費用のところ、新聞、パンフレット、音声等自動応答システム、これについてご説明いただいたわけなんです、以前、支援機関に関しては随意契約であるものを、入札方式にすべきではないかというご提案をさせていただきました。そのようになされたようにも伺っているんですけども、例えば新聞広告を見た場合に、2本で4,920万円だったものが、1本2,000万円となっているのは、これはコンペによる効果なのか、これだけ見たのではちょっとわからないんです。パンフレット作成費のほうは、昨年と同額となっています。東海先生から業務監査のお話がありましたけれど、この辺が不透明で私にはよくわからなくて、少なくともこの場で入札は何社ぐらいあって、どのぐらいの幅があったのかと、このぐら

いのご説明はいただきたいなと思っております。

それから、質問の2点目は、参考資料の支援業務費の詳細の比較です。平成19年度と18年度の比較ですが、予算対比になっているんです。ところが、18年度のほうはもう決算も出ているわけですので、増減の説明等々、今の時期にあるとすれば、この決算を反映したものじゃないと、私は一般の方々に納得いただくのはなかなか難しいのではないかと思っております。

この水色のほうの資料の6、7に支援関係の収支が出ているんですけども、やはりこれを本来はご説明いただきたかったなと思っております。行政のやり方はよくわかりませんが、予算だけの対比ではなくて、最近では決算状況を翌年の予算にどうやって反映するのかというのが政府の大きな課題にもなっているところなんです。このあたりについて、こちょっと納得がいかないところも幾つかあります。金額だけ5ページで見ますと、費用は前年の繰越で下がっているというふうに見えるわけなんですけれども、前年そもそもがかなり予算の見込み違いがあったのであれば、その辺の説明が欲しかったと思います。補足していただけるとありがたいです。

3点目は、先ほど東海先生からもご質問がありました監査のところですが、ご説明によれば、先立っておやりになるということなんです。今、公益法人の監査は、1つの監査法人にかなり頼る形で進んでいると思うんですけども、ここの支援機構は、どこを使おうとしているのか。予備的にことし行って、来年から本格というケースが独立行政法人の場合はあるようで、その場合は金額が違ってくると思うんです。予備的にまず、こういう特殊な会計だから見てくださいという形だとしたら、予備と実査の違いをどういうふうに見ていらっしゃるのか、これもご説明いただきたいと思います。

○根岸部会長　それではよろしく申し上げます。

○二宮料金サービス課企画官　幾つかご質問いただきましたので、順にご説明申し上げたいと思います。まず、入札の状況でございます。新聞広告について、お問い合わせでございますが、これは昨年は9月、11月の2回行っておりますところ、1回に減ることによる減でございます。これにつきましては、現在まさに入札のプロセス中でありまして、9月から10月9日まで、入札公告をホームページに掲載しております。入札日は10月16日、本日でございます。予定価格も2,000万円で、公開をしております。本日の入札の結果、決定されるというものでございます。

また、そのほかの入札でございますが、基本的に購入価格が100万円以上のものに

ついて入札をするということにしてございますので、それに該当するものといまして、本年度の予算におきましては、自動音声応答ファクス案内サービス用のシステム。予算では200万円というものでございますけれども、これもホームページに掲載をし、公募をいたしております。入札予定価格は200万円で、これも既に公開をしておりますし、実際に、応札した事業者は1社のみでございました。入札決定したのが、本年4月26日、運用開始は6月1日でございます。非公開情報なので、入札価格は具体的に申し上げられませんが、200万円を下回っている数字でございます。それが入札についてでございます。

それから、18年度の決算の数字とすべきではないのかというご指摘、おっしゃるとおりかと思えます。この時点で資料を持ち合わせておりませんので、別途ご説明をさせていただければと思います。

それから、監査法人につきまして、これにつきましては、具体的な監査法人名は田中税務会計事務所でございます。基本的に、今年が試行で、来年から本格ということではなく、今年から来年同様実施をしているというふうに理解をしております。

○根岸部会長　　今のでよろしいですか。

○高橋委員　　前日も支援機関の業務に関しては、後ほどご説明ということでした。それで、私はご説明はいただいたんですけども、説明すべきは私にではなくて、やはり世の中に対してだと思えます。これは意見募集をするわけですから、世の中に対してどういう資料を出して、どういう説明をしていくかということが、特にこのユニバは関心が高いですから、大切だと思っております。

ことしの秋に、全国で何カ所か説明会をするというふうなことも伺っておりますけれども、私どもが受けているような説明をいきなりされても、消費者団体とか一般の方々にはわからないわけです。ユニバに関しても、いろいろな問題がありますので、そういうものを一般の方々がわかるように、まず説明すること。金額の算定根拠ともろもろにつきまして、この参考資料よりはもう少し丁寧でわかりやすいものをお願いします。丁寧で、というと細くなっちゃうんですが、細かいのではなくて、納得がいただけるようなもの、問題点に対してどう答えていくのかということも工夫していただきたいと思っております。

以上です。

○二宮料金サービス課企画官　　ご指摘の点でございますけれども、平成18年度の決算

につきましては別途数字を調べまして、確認を取りまして、差しかえを行った上でホームページに掲載したいと考えております。

それから周知活動でございますけれども、私どもも昨年以来いろいろな場を使いまして、さまざまな周知活動を行ってまいりました。確かに、先生ご指摘のように、不十分な点もあるかもしれません。特に消費者の方々に対して、どういうご説明の仕方をするのが理解を得られやすいのかといった点等については、まさに高橋先生、長田先生等のいろいろなご示唆をいただきながら説明に努めてまいりたいと思っております。

今年も、今月以降、各総合通信局11あるうちの10のブロックで、私どもが直接出張した上でご説明させていただくということになりますので、それもまたホームページ等で掲載をし、オープンにした上でご出席いただければと思っております。

○高橋委員 一言つけ加えさせていただきます。説明会をやっていただく場合、ホームページだけの募集でよいのかということでございます。今までもヒアリングに、例えば全国地婦連さんにいらしていただいたこともありますし、それぞれの地域の婦人団体であるとか、全国消費者団体連合会というのもございます。もろもろのルートを使って、やはり意見を積極的に集める努力をしていただきたいと思います。

以上です。

○根岸部会長 では、今のお話はそのようにやっていただくということで。参考資料の40ページのところは、今おっしゃっていただいたように、調査の上ここに書くというか、数字を入れるという、そういうことでよろしいのでしょうか。

本体のほうは、このままでよいが、こちらの参考資料について、比較のところでは決算情報を入れるということで、対応していただくということであります。それでよろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

○安田委員 質問じゃなくて、意見でいいですか。

この期に及んでこういう意見を申し上げるとするのは、時期的に問題があるかと思うんですが、むしろ将来についてということでも聞いていただきたいんですが、先ほど酒井先生がおっしゃった第2番目の点が、私にとってはとても気になっておりまして、すなわち、ユニバーサルサービスを交付金で賄うという考えですけど、交付金で賄われなかった部分というのは、西日本であれ、東日本でもそうですけれど、企業努力と加入者の負担でやれということなわけですね。

そうしますと、我々が対数正規分布だったかと思うんですけど、 2σ までを正常値と
いうか、通常あり得る範囲と、それから 2σ 以上は加入者負担や企業努力では賄えない
範囲ということで決めて、突出した部分についてはユニバーサルサービスとして全利用
者が負担しようという趣旨だと思うんですが、それがちょっと私個人でいうと、思っ
ていた形と違ったという気がするんです。端的に言うと、酒井先生がおっしゃったように、
東のところが大赤字のところが多かったと、だけど全般でいうと西のほうが赤字が多い
ということなのかもしれない。そう思うと、確かに 2σ は、我々が経済活動をする上
で、そこまでを正常の範囲と見るというのが多いと思うんですが、そのことがほんとう
にフェアだったのかどうかということ、ちょっと心残りに思うんです。

私は、今回のこれについては、僕は個人的には意見として賛成です。ただ、将来考
える上で、後出しでこういうことを言うのは申しわけないんですけど、ちょっと思っ
ていた、まさか配賦がこれだけ、もともとはフィフティ・フィフティだったところを、
それがこれだけ西日本に対して少ない交付金になったということ、すなわち西日本の加
入者と企業努力で賄えということは、ほんとうにフェアだったのかということについて、
ちょっと私は将来考える必要があるのかなと思います。ちょっと事後的にこういう意見
を言うのは、ひきょうかなとは思いますが、将来のためにということで。

○根岸部会長 わかりました。ご意見として承りましたが、もし、今のご意見についま
して、何かご意見でもございましたらと思いますが。

○辻委員 今、おっしゃられた点について、私も現在のシステムは始まって2年ですの
で、いろいろな欠点があると思っています。やはり、実際の世の中の動きのほうが非
常に早いことも原因です。ここの議論の中ではでていませんが、今おっしゃられた 2σ
も問題の一つです。その他の点でも、事業者間での負担のあり方の問題もあります。こ
れは制度が始まって、文章としてはいろいろ欠点を指摘されていますが、制度としても
完璧ではありません。今後はユニバーサルサービスの将来像に関する検討会があります
ので、議論と分析をそれにつなげていき、ブロードバンド時代のユニバーサルサービ
スのあり方へつなげて行くべきと理解しております。安田委員のおっしゃった問題は、今
後も分析を行う必要があるという印象を持っております。

○根岸部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○古市料金サービス課長 今、安田委員、それから辻委員からご指摘いただきましたユ

ユニバーサルサービス制度全般の見直しについてでございますけども、辻委員からも指摘ございましたとおり、ユニバーサルサービス制度の将来像のあり方に関する研究会を行っておりまして、ちょうど報告書案をパブリックコメントにかけているところでございます。

研究会でも、短期的、中期的、それから長期的な視点からさまざまなご議論をいただきまして、また、パブリックコメントを通じてもさまざまなご意見をいただけていると思っております。

また、今回のベンチマークを平均費用+2σに変更するのユニバーサルサービス制度の見直しにつきましても、先月いただきました事業部会でのご答申におきまして、これはあくまで当面の間の見直しということで、速やかに来年ユニバーサルサービス全体を見直すようにというご指摘もいただいているところでございます。

したがって、そういった研究会の報告書でありますとか、さまざまなご意見を踏まえて、また、今日いただきましたご指摘も踏まえまして、ユニバーサルサービス全体の見直しをきちっと行っていきたいと考えているところでございます。

○根岸部会長 ありがとうございます。それでよろしいでしょうか、安田委員。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては、審議会議事規則の規定に従いまして、この案を本日の会見で公にすると。広く意見の募集を行うということで、意見招請期間を11月15日ということにしたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

そして、この参考資料も公になるということですから、先ほど修正ということがございましたが、それは修正の上、公にすることをお願いしたいと思います。

それでは、本件は意見招請に付すということで、ご了解をいただいたということにいたします。

モバイルビジネス活性化プランについて

○根岸部会長 それでは、次に、報告事項ということで、モバイルビジネス活性化プランにつきましても、ご報告をお願いします。

○谷脇事業政策課長 それでは、お手元の資料81-2でございますが、クリップを外していただきますと、モバイルビジネス活性化プランについての横長のパワーポイント

の資料、それから活性化プラン本体が、別添1についております。あと、参考資料がもう1点ございます。ご説明は、横長のパワーポイントに沿ってさせていただきたいと思っております。

表紙をおめくりいただきまして、モバイルビジネス活性化プランの経緯でございますけれども、1ページ目の中ほど、少し上のところ、昨年9月19日でございますが、新競争促進プログラム2010を策定、公表しております。その中で、移動通信市場におけるビジネスモデルの検証を行うということで、これを受けまして、モバイルビジネス研究会を開催してまいりました。ことしの1月からでございます。下のほうにございますけれども、その報告書が9月18日にまとめられたところでございます。これを受けて、総務省がこれからモバイルビジネスの活性化に向けて取り組んでいく行動計画、アクションプランとして、モバイルビジネス活性化プランを公表させていただいたということでございます。

具体的な中身でございますけれども、次の2ページ目でございます。大きく3つの柱で構成をしておりますけれども、そもそもこの活性化プランを出した背景でございますけれども、上に7つの現状認識ということで、例えば市場の成熟化、あるいはマーケットシェア固定化をしてきているということ、料金プランの複雑化等々、7つの現状認識を踏まえた上で、3つの柱、すなわちモバイルビジネスにおける販売モデルの見直し、MVNO、すなわちネットワークを持たないでモバイルサービスを提供する事業者の新規参入の促進、その他の市場環境の整備という3つの柱で具体的な施策を何点か書かせていただいております。

その中で、特に販売モデルの見直しにつきましては、新しい料金プランを2008年度を目途に部分導入するといったことを書いてございます。この中身は、後ろのほうでございますけれども、6ページ目をごらんいただきますと、ご案内のとおり、現在の携帯電話の販売モデルというものが、端末販売奨励金によって端末価格を非常に安くユーザーに提示をし、そしてその端末販売奨励金部分というのが、後刻、通信料金という形で賄われていくというような形をとっております。今回の販売モデルの見直しというところにつきましては、ポイントとしては端末の価格というものと、通信料金というものを明確に区分をしていただくということでございます。これによって、消費者から見て、何に対してどれくらいの額を負担しているのかということを確認させていただく、こういった検討をお願いしていくということでございます。

この点につきましては、モバイル活性化プランを9月21日に公表するとともに、携帯各社に対しましては、別添2の資料でございますけれども、各事業者さんに対して文書で検討を要請しております。中身は省略をさせていただきます。

また、この販売モデルの見直しにあわせまして、6ページ目でいいますと、その下にございますけれども、今、第三代携帯電話に入っておりますICカード、SIMカードと呼んでおりますけれども、このロックを解除するか否かという議論についても、モバイルビジネス研究会で議論が行われました。結論といたしまして、原則SIMロックは解除が望ましいということでございますけれども、現行2つの通信方式があること等々から、2010年の時点でSIMロック解除を法制的に担保することについて、最終的な結論を得るといような形にさせていただいております。

恐縮ですが、もう一度2ページ目にお返りいただきたいと思いますが、今、申し上げました料金プラン、それからSIMロックの問題が販売モデルの見直しの主要な点でございますけれども、2点目のMVNOの新規参入の促進につきましては、電気通信事業法がネットワークを持っているMNOと、それからMVNOとの間にどのように適用されるのか、これを解説した事業化ガイドラインをつくっております。ことしの2月に一度改定を行っておりますけれども、再度この改正を行いまして、より明確な法運用の状況をお示ししていくということ。それから、MNOがMVNOに卸電気通信役務を提供する際の標準的なメニューをMNOの皆さん方におつくりいただくということ、これの検討をお願いしていくということ。それから新しいシステムの導入に伴って周波数を割り当てる際には、基本的にMVNOへ配慮をしていただくということ。今回2.5GHz帯の周波数の割り当てについて、既にこういった取り組みを始めているところでございます。

それから、MVNOに関しましては、私どもの中もいろいろと担当する部局がまたがっておりますので、事業政策課の中にMVNO支援相談センターというものを、この活性化プランを発表しました同日、9月21日に設置して、一元的に私どもところでMVNOに関するご相談をまずお受けするというような体制も整えております。

3点目として、モバイルビジネスの活性化に向けた市場環境整備の推進ということでございますが、この中には、非常に複雑化をしております料金について、より消費者にわかりやすくお示しをしていくということ、あるいは販売代理店等におきます販売員の資質向上のための枠組みをどう考えていくのか。また現行の苦情処理のシステムを

どのように拡充していくのか、こういったことを踏まえた消費者保護策の強化策について、今後検討していくということを明記しております。

また、昨年の10月から番号ポータビリティ制度がモバイルについても導入をされておりますけれども、事業者を乗りかえたときに、番号はそのままでございますけれども、例えば契約しているコンテンツについては、再度契約をしないといけないといったような状況もございます。そういった意味で、ユーザーIDを持ち運べるようにする、これはIDポータビリティと書いておりますけれども、その他、位置情報の利活用、プッシュ型配信機能の利活用、こういったことを含めて、全体として認証あるいは課金といったような機能についてのプラットフォームの連携の強化、こういったことについて、これから今年度中をめどに意見等を新しく場を設けて検討していくといったようなことを、今回の活性化プランに書かせていただいております。

以上が、モバイル活性化プランの概要ということでご報告をさせていただきました。

以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問がありましたらどうぞ。

○高橋委員　私はモバイルビジネス研究会のメンバーも務めさせていただきました。大変活発な議論の研究会だったんですけども、それを受けて総務省として今回モバイルビジネス活性化プランということで、とりわけ消費者と、それからMVNO新規参入に対して配慮のあるプランが出されたことは、大変歓迎しているところでございます。

一方、私はモバイルが終わったとたんに、デジタル・ディバイド解消戦略会議の委員を仰せつかったのですが、今月からそれが動き出して、第1回目が終わったところですが、そこでユニバの話が実は出ました。モバイルこそユニバが必要なのではないかということで、自治体の首長さんたちがその辺を主張されておりました。モバイルがないと観光誘致もできないし、産業も来ない。固定電話もいいんだけど、こちらにお金を回してくれないかなんていう話が出ておりました。

ですから、ビジネスの活性化の一方で、地域の問題というのが、今、非常に重く横たわっているんだと思っております。同じ部の中でおやりになることだと思っておりますので、そういった流れ、ブロードバンド時代のユニバーサルサービスというお話がありましたけれど、モバイルに関してはかなり具体的に切実な要望として、今後とも出てくる可能性があるなと思っておりますので、ご対応のほう、よろしく願いいたします。

○谷協事業政策課長　　今、高橋先生のほうからご指摘がありました、デジタル・ディバイド解消戦略会議でございますけれども、これも私どものところで、直接的に担当させていただいておりますけれども、ご指摘のように、モバイルのあり方についていろいろとご議論が出ております。

やはり、きちんと分けて考えないといけませんのは、こういったインフラ基盤をどう作り込んでいくのかということと、それからこれをどう維持していくのかという、この2つを混同しない議論がまず必要だと思っております。

ただ、実際にでき上がった段階で、どう維持していくのかというときに、モバイルの取り扱いをどうしていくのか、これは確かに非常に大きな問題の1つだと認識をしております。そういった意味では、現在パブリックコメントを取らせていただいております将来像の研究会、これを踏まえて、来年に入りますと、より具体的な議論をユニバーサルサービスについてもしていく必要があるだろうと思っております。その辺をきちんと分けながら、かつ一体的に議論をしていくということを念頭に常に置いておきたいと思っております。

○根岸部会長　　よろしいですか。

ほかにございますか。どうぞ。

○辻委員　　今、伺っていますと、既に日本は非常にモバイルとビジネスで伸びる可能性を秘めていますが、これまでの経験から言いますと、一番ネックになるのが自由にネットワークを使うという方法、あるいは法的支援です。一番最後のところにMVNOの参入促進を記述されておられますが、それはそのとおりだと思います。今の説明でプラットフォーム機能をだれもが自由に使えるような形にすると説明されましたが、ここが一番のキーポイントになると思います。

これまでインフラを持っている事業者が、どうしてもインフラの設備投資を回収する必要があり、そのためにインフラにサービスがロックインされてしまいます。サービスを自由に使うという仕組みが、今まで電気通信は確立してこなかったと思います。

ですから、私もまだよくわかりませんが、発想を大胆に転換され、ネットワークの上で自由な事業展開、ビジネス展開ができるようなプラットフォームの改革をぜひお願いしたいと思います。

○谷協事業政策課長　　ご指摘のとおりでございます。活性化プランの中でもプラットフォームの連携強化につきましては、あえて固定通信、移動通信の別を問わず、プラッ

トフォーム機能の連携を図るといふふうには書かせていただいております。これはやはりこれからIP化の中でマーケットが統合してまいります。そういった意味で、固定、移動といふふうに分けて考えるのではなくて、認証、課金等のプラットフォームの機能についても、市場統合の中でいふふうな連携の仕方があるのか、こういったことを、先入観を持つことなく議論をしていく必要があるだろうと思っております。

ただ、先ほどのIDポータビリティ1つとりましても、個人情報の取り扱いをどうするのかとか、それから適正な利潤を、既にそういった情報を持っている人に対して、どう確保していくのか、こういった多角的な観点から議論が必要だと思っておりますけれども、いずれにしても、プラットフォーム機能の利活用によって、新しいビジネス、新しいサービスというものが出てくる可能性が十分ポテンシャルを持っておると考えておりますので、今のご指摘も踏まえながら、この研究会を新たに立ち上げる、その中でまた各方面のご意見を承りながら、政策として展開していきたい、このように考えております。

○根岸部会長　ありがとうございます。よろしいでしょうか、辻委員。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。

閉　　会

○根岸部会長　それでは、議事次第でいただいている時間より相当延びましたが、非常にいろいろなご意見をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、本日の会議をこれで終了したいと思います。次回は10月26日金曜日、午前10時ということで、この8階の第1特別会議室でございますので、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。